

固定資産税

事業用資産の申告をお忘れなく！

法人や個人の方が事業を営むために所有している事業用資産（機械・装置、工具・器具・備品等）を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の対象になります。

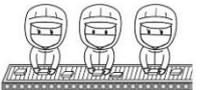
Q 毎年、税務署に確定申告をしていますが、市への申告も必要ですか。

A 税務署への申告とは別に、市に申告していただく必要があります。

Q 償却資産を所有しているのに申告をしなかった場合はどうなりますか。

A 正当な理由なく申告をされなかった場合は、地方税法及び市税条例により、過料が科されることがあります。

<業種別の償却資産の例>

飲食店  厨房設備、接客用家具、備品、テレビ、レジスターなど	商店・小売店  商品陳列棚、冷凍冷蔵ストッカー、レジスター、自動販売機など	理容業・美容業  理・美容イス、理・美容備品、洗面台、タオル蒸器など
食品製造・加工業  パン焼窯、豆腐製造設備、製麺設備、業務用冷蔵庫、ミキサーなど	建設業  ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機、パワーショベルなど	工場・倉庫  製造設備、受変電設備、フォークリフト等の大型特殊車両など
ホテル・旅館  客室備品、洗濯設備、厨房設備、LAN設備、植栽等の外構工事など	賃貸住宅・貸駐車場  舗装路面、塀、フェンス、植栽、エアコン、受変電設備、太陽光発電設備、駐車装置など	医療業全般  介護用ベッド、手術台、X線装置、キャビネット、各種医療機器など

申告の方法、申告書のダウンロードはこちら



京都市 償却資産 検索

CHECK!!

<問合せ先> 京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階 TEL(075)213-5214

